

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 ■■■■■ 外1名

被告 宮部龍彦

答 弁 書

令和6年3月13日

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23

102号 レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

電話 080-1442-9144

FAX 050-6877-5434

被告 宮部龍彦

第1 本案前の抗弁の趣旨

- 1 原告の訴えを却下する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 本案前の抗弁の理由

1 当事者適格性がない

原告らが認める通り、原告らの請求に係る「本件各ウェブページ」には原告らの情報は直接的に含まれていない。「掲載記事目録」の各記事と原告らがどのように関連するのか、証明されていない。

そのため、原告らには当事者適格性がない。

2 訴えの利益がない

原告らが「本件各ウェブページ」によって被害を受けたことが証明されていない。あるいは、原告らが被害と称するものは社会的。政治的な不満に過ぎない。

そもそも現在は、各記事の表題が変わっており「人権探訪」とは別の趣旨のものになっている。

また、原告らの請求は曖昧で、かつ原告らの思い込みによるものであるから、仮に「本件各ウェブページ」を削除しても、内容や趣旨を変えて類似したウェブページを公開することが可能なので、原告らには訴えの利益がない。

### 第3 本案の答弁の趣旨

- 1 原告の請求を棄却する。
  - 2 訴訟費用は債権者らの負担とする。
- との判決を求める。

### 第4 請求の原因に対する認否

原告の主張には不明確な部分もあるが、現時点で可能な範囲で認否する。

- 1 「第1 事案の概要」について  
否認する。  
そもそも「被差別部落」を特定したという前提事実がない。
- 2 「第2 当事者」について
  - (1) 「1 原告(1) 個人原告」について  
不知。
  - (2) 「1 原告(2) 原告部落解放同盟埼玉県連合会」について  
不知。

(3) 「2 被告」について

4 段落目の裁判所が閲覧制限の対象とすることを決定した主張書面や書証について公開していることは否認。閲覧制限の対象になっていないものを公開している。なお、甲 25 号の 3 のマスキングは被告によるもので、個人を特定されないように公開している。

6 段落目の X の凍結の原因は不知。

その余は認める。

3 「第 3 被告による原告らの権利・利益の侵害」について

(1) 「1 被告による権利侵害行為」について

否認する。

そもそも「被差別部落」を特定した事実がないため、原告らの主張は前提事実を欠いている。

(2) 「2 差別されない権利の侵害」について

否認する。

前述の通り「被差別部落」を特定した事実がないため、原告らの主張は意味をなしていない。

(3) 「3 現在も続く深刻な部落差別」について

否認する、ないしは争う。

本件ウェブサイトに掲載されたのは、具体的な地域の探訪記や歴史研究の内容であって、「部落差別」や「同和問題」の一般論とは無関係である。原告らの主張は「不当な一般化」であり、それ自体が差別的なものである。

(4) 「4 「部落地名総鑑」の問題性」について

否認する、ないしは争う。

本件ウェブサイトに掲載されたのは、具体的な地域の探訪記や歴史研究の内容であって、「部落地名総鑑」なるものとは無関係である。

(5) 「5 「部落探訪」の経緯と問題性」について。

否認する、ないしは争う。

「(1)「全国部落調査」公開」は本件とは無関係である。

その余は、そもそも「被差別部落」という原告らの事実認識が間違っており、前提事実を欠いている。

4 「第4 被告の行為によって生じた損害」について

(1) 「1 地域全体に発生した損害」

事実関係については不知。

原告らに損害が生じていることについては否認する。

原告のいう「損害を訴える多くの訴え」の内容が示されておらず、損害の内容が明らかではない。

原告らの主張と提出された証拠によれば、原告らが部落解放同盟の政治的活動として進んで行政等への申し入れをしていたものであって、被告がさせたものではない。原告らは何もしないこともできたのだから、被告らには損害は発生していない。

(2) 「2 原告らに生じた損害」について

否認する。

「(1)慰謝料」については、原告らが本件ウェブページに掲載された地域を勝手に「被差別部落」と認識し、それらの地域に関わると損害を受けるという、それ自体が差別的な妄想を膨らませた結果であり、被告の行為との因果関係がない。

「(2)弁護士費用」についても、原告らに損害は生じていないのだから、本来不要なものである。

5 「第5 差止めの必要性」について

(1) 「1 被告による人権侵害意図の強固さ」について

否認する。

そもそも人権侵害の意図はないし、人格権侵害の事実もない。その他、原告らの主張は本件とは無関係なことである。

(2) 「2 被害の甚大さと回復困難性」について

否認する。

被害が生じている事実が確認できない。

第5 求釈明

原告は「被差別部落」との用語を用いており、これは文字通り解釈すれば「差別を受けている部落」という意味である。この言葉の具体的な意味と、本件ウェブページのどの記述が「被差別部落」を特定しているのか、説明されたい。

原告の主張は、本件ウェブページが原告のプライバシー権を侵害するというものであるが、記事1に映り込んでいるとされる原告の自宅はともかくとして、それぞれの記事と原告との関連性が確認できない。本件ウェブページのうち、具体的にどの記述が原告のプライバシーに該当するのか説明されたい。

以上